

グループホームほほえみごち田原

(認知症対応型共同生活介護)

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

重 要 事 項 説 明 書

等事業所は、契約者に対して認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

※当事業所のご利用は、原則として要介護認定の結果「要支援２もしくは要介護」と認定された方が対象となります。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 桜友会
- (2) 法人所在地 岐阜県関市稲口845番地
- (3) 電話番号 0575-24-9570
- (4) 代表者氏名 理事長 高井 昭裕
- (5) 設立年月日 平成8年7月18日
- (6) 法人理念
 - 1 利用者一人一人を大切にし、支援を通して利用者也家族も職員も豊かな人生を送ることを目指します
 - 2 地域の一員として地域の思いを受け止め、安心して生活ができる地域社会の実現を目指します
- (7) 品質方針
 - 1 知識・技術を習得し職員全員がプロフェッショナルになる
 - 2 限られた資源の中、最大限資源を活かす効率化を図る
 - 3 地域のニーズを敏感に読み取りチャレンジする精神を忘れない

2. 事業所概要

- (1) 事業所の種類 認知症対応型共同生活介護事業
介護予防認知症対応型共同生活介護事業
- (2) 事業所の目的 認知症によって自立した生活が困難になった高齢者が、共同生活住宅において家庭的な環境のもとで、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、残存能力の活用と自尊心の回復を図り、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように生活支援することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 ほほえみごち田原

- (4) 事業所の所在地 岐阜県関市西田原 9 5 8 番地
- (5) 電話番号 0 5 7 5 - 2 4 - 0 2 6 3 FAX 0 5 7 5 - 2 4 - 0 0 7 0
- (6) 建築概要 敷地面積：1. 0 5 1 m² 延床面積：6 3 5. 9 4 m²
 構造：鉄骨二階造 二階：3 4 4. 8 3 m²（一階部分は小規模多機能居宅介護：2 9 1. 1 1 m²）
- (7) 管理者氏名 澤田 裕作
- (8) 運営方針 個々の契約者のペースを大切に、ゆったりとした生活を送って頂くことを目的にしています。事業所ではそれぞれの契約者の役割を無理なく担って頂き、生活に充実感や自信を持っていただけるよう支援してまいります。また、関係市町村、協力医療機関との密接な連携を図り、総合的なサービスを提供し、地域の中で自分らしい生活が送れるよう、地域住民の協力のもとで馴染みの関係作りにも努めてまいります。
- (9) 開設年月日 平成 2 4 年 4 月 1 7 日
- (10) 利用定員 9 人

3. 居室の概要

当事業所では以下の居室・設備を用意しています。入居される居室は、すべて個室です。契約の際に、居室のご希望を承った上で、契約者の心身の状況や居室の空き状況を勘案して居室を決定致します。

居室・設備の種類	室数	備考
1 人部屋（洋室）	7 室	各室 7. 6 m ² の広さです。 全室ベッドを備えています。
1 人部屋（和室）	2 室	各室 7. 6 m ² の広さです。
居間・食堂	1 室	和コーナーを設けています。
台所	1 室	居間と対面式になっており、共同作業ができる広さを確保しています。
便所	2 ヶ所	男女兼用で、手すりを設置しています。
浴室	1 室	脱衣室とバリアフリーになっており、浴室内は手すりを設置しています。
面会室	1 室	家族との面会、相談にご利用頂けます。

4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	人員	業務内容
管理者	1 名	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

計画作成担当者	1 名	契約者に係る介護計画（ケアプラン）を作成し、連携する法人内の他の事業所や病院等との連絡・調整を行います。
介護従事者		日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

（勤務体制）

職種	勤務体制
介護従事者	標準的な時間帯における配置人員 入居者 3 名に対し 1 名以上の職員体制をとります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

（１）介護保険の給付対象となるサービス

【サービスの概要】

①食事

- ・当事業所では、契約者の残存機能に応じた役割を担って頂きながら、職員と共同で調理や配膳を行って頂きます。
- ・食事開始時間（状況に応じて弾力的に対応します）

朝食：８：００　　昼食：１２：００　　夕食：１８：００

②入浴

- ・入浴は契約書のご希望に応じて利用頂きます。

③排泄

- ・契約者の自尊心に特に配慮し、契約者の心身の状況に応じた声かけや、必要に応じて排泄のお世話をしています。

④健康管理

- ・日常的な健康管理を行い、必要時には関連医療機関と連絡調整を行います。また別途「重度化した場合における対応に係る指針」を定めます。

⑤その他自立への支援

- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・外出や地域行事又は、社会参加の機会をできるだけ多く持つて頂くようにしてまいります。

【サービスの利用料金】

- ①上記のサービスについては、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、介護保険負担割証の負担割合に応じた金額を負担頂きます。尚、要介護認定による要介護の程度によって利用料は異なります。以下は１日当たりの１割負担額です。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、
２０２１年４月～９月末までの間、基本報酬に０．１％上乗せとなります。

介護予防・認知症対応型共同生活介護（Ⅰ）

- ・要支援 2 7 6 0 円/日
- ・要介護 1 7 6 4 円/日
- ・要介護 2 8 0 0 円/日
- ・要介護 3 8 2 3 円/日
- ・要介護 4 8 4 0 円/日
- ・要介護 5 8 5 8 円/日

※但し、認知症対応型共同生活介護費における身体拘束廃止未実施減算として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の 1 0 0 分の 1 0 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※入居者が、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び入居することができる体制を確保している場合。入居者が入院を要した場合に 1 月 6 日を限度として算定する。

2 4 6 円/日

短期利用認知症対応型共同生活介護（Ⅰ）

- ・要支援 2 7 8 8 円/日
- ・要介護 1 7 9 2 円/日
- ・要介護 2 8 2 8 円/日
- ・要介護 3 8 5 3 円/日
- ・要介護 4 8 6 9 円/日
- ・要介護 5 8 8 6 円/日

※但し、このサービスについては、地域における認知症ケアの拠点として様々な機能を促進する観点から、短期利用認知症共同生活介護について、利用者の状況や家族等の事情により介護支援専門員が緊急に利用が必要と認めた場合などの以下の条件下において、定員を超えて受け入れができる事とする。

- ・利用者の状況や利用者の家庭の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護を受けることが必要と認めたものに対し、居宅サービス計画において位置付けられていない短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する場合であること。
- ・当該利用者及び他の入居者の処遇に支障がない場合であって、個室において短期利用認知症対応型共同生活介護を行うことができること。
- ・緊急時の特例的な取扱いのため、短期利用認知症対応型共同生活介護を行った日から起算して 7 日を限度とする。又、当該入居期間中においても職員の配置数は人員基準以上満たすべき員数を上回っていること。
- ・利用定員を超えて受け入れることができる利用者数は事業所ごとに 1 人までの受け入れを認め、定員超過利用による減算の対象とはならない。

②加算等

以下の加算項目については、それぞれに則した要件を満たした場合に算定いたします。又、ご本人の負担割に応じて算定となります。以下は1割負担額となります。

○初期加算（入居後30日間に限る。） 30円/日

※但し、30日を超える病院又は診療所への入院の後に再び入居した場合も同様とする。

○医療連携体制加算Ⅰ（要介護者のみ） 39円/日

○医療連携体制加算Ⅱ（要介護者のみ） 49円/日

○医療連携体制加算Ⅲ（要介護者のみ） 59円/日

○口腔衛生管理体制加算（要介護者のみ） 30円/月

○口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20円/回（6か月に1回算定）

○口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5円/回（6か月に1回算定）

○栄養管理体制加算 30円/月

○退居時相談援助加算（退居時） 400円/回

○看取り介護加算

（死亡日の31日～45日以下） 72円/日

（死亡日の4日～30日以下） 144円/日

（死亡日の前日及び前々日） 680円/日

（死亡日） 1, 280円/日

○生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100円/日

○生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200円/日

○科学的介護推進体制加算 40円/日

○認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3円/日

○認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4円/日

○サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（短期利用認知症対応型共同生活介護も含む） 22円/日

○サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（短期利用認知症対応型共同生活介護も含む） 18円/日

○サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（短期利用認知症対応型共同生活介護も含む） 6円/日

※尚、サービス提供体制強化加算を算定する場合は（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）いずれかの加算となります。

○夜間支援体制加算（Ⅰ）（短期利用認知症対応型共同生活介護も含む） 50円/日

○若年性認知症受入加算（短期利用認知症対応型共同生活介護も含む） 120円/日

○介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （基本サービス＋各算定加算）×利用日数×11.1%

○介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （基本サービス＋各算定加算）×利用日数×3.1%

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が契約者の負担となります。

【入居サービスの概要と利用料金】

①居住費	1, 750円/日
②食材料費	1, 500円/日
③おやつ代	110円/日
④飲み物代	100円/日

※短期利用認知症対応型共同生活介護の利用があった場合には、居住費、おやつ代、飲み物代については、その利用期間分を減算いたします。

【短期利用サービスの概要と利用料金】

①居住費	1, 750円/日
②食材料費	1, 500円/日
③おやつ代	110円/日
④飲み物代	100円/日

※短期利用サービスを利用するに当たっては、認知症対応型共同生活介護の契約者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、契約者及び家族の同意を得て、短期利用認知症対応型共同生活介護の居室として30日以内で利用できる事とします。尚、この期間の居住費、おやつ代、飲み物代については、認知症対応型共同生活介護の契約者ではなく、短期利用認知症対応型共同生活介護の契約者が負担するものとします。

※但しこのサービスについては、利用要件を満たした場合に利用開始ができるものとします。

【入居サービス・短期利用サービス共通の利用料金】

①その他の日常生活費等の費用

- ・歯ブラシ 130円/個（使用時）
- ・歯磨き粉 240円/個（使用時）
- ・義歯洗浄剤 25円/個（使用時）
- ・排泄用品 紙パンツ1枚130円、紙おむつ1枚100円、尿パット40～70円

※持ち込みで排泄用品をご使用される方につきましては、排泄処分費として1日30円をご負担頂きます。 100円/個・日（使用料）

- ・コンセント使用料

②健康管理（インフルエンザ予防接種・肺炎球菌ワクチン等）に関する費用健康管理に係る実費をご負担頂きます。

③外出付添援助サービス（付添1名につき）

- ・職員1人あたり1時間未満 2, 300円
- ・1時間を超える場合30分増すごとに1, 200円追加
- ・施設車輛を使用の場合には、1km50円で算定させていただきます。

外出にあたり施設で定める行事計画等以外に外出を希望される場合で当該外出について個別に付添援助を実施した場合に算定するものとします。

④買い物代行サービス 500円（1回につき）

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| ⑤居室クリーニング代 | 36,000円（退居時） |
| ⑥看取りに伴う特別な費用 | 5,000円（1回） |
| ⑦残置物処分費 | 30,000円（残置物を引き取る義務を履行しない場合） |

（３）利用料金のお支払方法

前記（１）及び（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求いたします。お支払方法は原則として当事業所指定の金融機関での口座振替となります。（但し、口座振替が開始されるまでの期間は、口座振込又は現金によるお支払いとします。）なお、（１）介護保険給付対象サービス利用料の一部負担金は利用月の翌月払、（２）介護保険給付対象外サービスのうち①その他の日常生活等の費用②健康管理（インフルエンザ・肺炎球菌ワクチン等）に関する費用③外出付添援助サービスについては利用月の翌月請求とし、居住費、食材料費、おやつ代、飲み物代につきましては利用月の前月請求とさせていただきます。

※入居期間中、外泊又は短期間の入院等で食事を１日摂られなかった場合、欠食申請をされた７日後から食材料費を返金致します。

退居された場合、居住費については契約解除翌日から返金致します。

（４）サービス利用料金の変更

- ①上記サービス利用料金は、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更できるものとします。
- ②サービス利用料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して説明をした上で妥当な額に変更することができるものとします。
- ③契約者は、前項の変更を了承することができない場合は、本契約を解約することができます。

（５）入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます（但し、掻き医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではなく、義務づけるものでもありません。）

尚、通院は家族にて対応して頂き、入院医療機関につきましては、契約者、家族の意向をできるだけ取り入れますが、病院側の都合により沿いかねる場合もあります。

６．協力医療機関

医療機関名

中濃厚生病院	関市若草通５丁目１番地
関中央病院	関市平成通２丁目６－１８
ウェルネス高井クリニック	関市稲口７７４番地の４
川村医院	関市西田原１３２１番地

7. 事業所利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所に入居されている契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

（１）持ち込みの制限

入居にあたり、ペット、特に大きな家具等の持ち込みを制限させて頂くことがあります。又、他の入居者の生活に著しく支障をきたすものは持ち込むことができません。

（２）面会

- ①面会時間は８時から２０時とさせていただきます。
- ②面会時は必ず所定の「面会者名簿」に必要事項をご記入ください。
- ③金銭や食べ物をお持ち頂いた場合には職員にお申し出ください。

（３）外泊・外出

- ①外泊をされる場合は、予定日の１週間前に外泊期間のご連絡をお願いします。
外泊時には、所定の「外泊届」をご提出願います。
- ②外出の際には行先、帰所予定時刻等を所定の「外出届」にご記入願います。

（４）施設・設備の使用上の注意

- ①故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、設備を壊したり、汚したりした場合には、事故の負担により原状に復して頂くか又は相当の代価をお支払い頂く場合があります。
- ②契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ③当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは禁止します。

（５）所持品・備品等の持ち込み

紛失の原因になりますので、マジック等で消えないように必ず指名をご記入ください。なじみの家具をお持ち込み下さい。（事前に職員にご相談ください。）

（６）喫煙

施設内は、禁煙とします。

8. 非常災害対策

防火設備：自動火災報知設備、誘導灯設備、スプリンクラー設備、消化器等を設置しています。

防火訓練：施設防火計画に基づき、年2回行います。

※災害時には、日中・夜間を問わず、地域の指定避難場所に避難して頂く等の誘導体制を確保しています。

9. 事業継続計画の策定等について

事業所は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

①事業所は、職員等に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

②事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

10. 衛生管理等について

（1）職員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健診等の必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

（2）事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう以下の措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図る。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

③事業所において、職員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

11. 緊急対応マニュアルの連絡体制について

サービスの利用中に契約者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医もしくは協力機関に連絡し、適切な処置を行います。

※詳細は別紙「緊急対応マニュアルの連絡体制」に基づき対応します。

12. 事故発生時の対応について

サービス提供時や非常災害時等で事故が発生した場合は、契約者の処置・避難等の適切な措置を講じます。

尚、事業者として損害賠償責任保険に加入しています。

1 3．虐待防止について

事業所は、契約者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとします。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的開催するとともに、結果について職員等に周知徹底を図る。
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員等に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 上記の措置を適切に実施するための虐待防止に関する責任者選定及び設置

1 4．苦情への対応について

苦情相談窓口	苦情担当者	管理者 澤田 裕作
	問い合わせ先	ほほえみごこち田原 TEL 0575-24-0263
外部苦情処理窓口	第三者委員	吉田 宗弘 TEL 0575 - 22 - 4561
	第三者委員	北村 隆幸 TEL 090 - 4327-9102
	公的機関	関市高齢福祉課 TEL 0575 - 22 - 3131
		国民健康保険団体連合会 TEL 058-275-2826

1 5．事故防止・虐待防止に関する相談窓口

事故防止・虐待防止に関する相談窓口	・ 事故防止・虐待防止に関する責任者 管理者 澤田 裕作
	・ 電話番号 0575 - 24 - 0263
	・ FAX 番号 0575 - 24 - 0070

1 6．ハラスメントについて

契約者又はその家族等からの事業者や職員等に対して、故意に暴力や暴言、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスの利用を中止及び契約を廃止させて頂く場合があります。

1 7．秘密の保持について

業務上知り得た、契約者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

但し、介護サービスを提供する他事業所との連携に必要な場合は、文書による契約者または家族の同意を得た後、関係先にのみ提供できるものとします。

18．情報公開について

サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容の記録は、5年間保管します。契約者もしくはその代理人の請求に応じてその内容を公開することとし、記録の閲覧複写を求めることができます。

19．改定について

この重要事項説明書を改定する場合、軽微な事項及び法改正に伴う事項については通知を持って同意を頂いたものとします。但し、変更事項に同意ができない場合は契約を解除できるものとします。

附則

- 1．この重要事項説明書は、平成24年4月17日から施行する。
- 2．この重要事項説明書は、平成25年4月1日から施行する。
- 3．この重要事項説明書は、平成26年4月1日から施行する。
- 4．この重要事項説明書は、平成27年4月1日から施行する。
- 5．この重要事項説明書は、平成27年8月1日から施行する。
- 6．この重要事項説明書は、平成29年4月1日から施行する。
- 7．この重要事項説明書は、平成30年4月1日から施行する。
- 8．この重要事項説明書は、平成30年8月1日から施行する。
- 9．この重要事項説明書は、平成31年1月1日から施行する。
- 10．この重要事項説明書は、令和元年10月1日から施行する。
- 11．この重要事項説明書は、令和2年10月1日から施行する。
- 12．この重要事項説明書は、令和3年4月1日から施行する。
- 13．この重要事項説明書は、令和5年6月1日から施行する。

令和 年 月 日

(事業者)

事業所名 : ほほえみごこち田原

住 所 : 岐阜県関市西田原958番地

説明者名 : _____ 印

私は本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

(契約者)

住所

氏 名 _____ 印 _____

(契約代理人)

住所

氏 名 _____ 印 _____

(身元引受人)

住所

氏 名 _____ 印 _____